

参议院外交防衛委員会



〈関係出席者〉

国務大臣

・ 外務大臣

・ 防衛大臣

政府参考人

・ 外務省北米局長

・ 外務省国際法局長

・ 防衛省地方協力局長

中曽根 弘文君

浜田 靖一君

梅本 和義君

鶴岡 公二君

井上 源三君

〈会議に付した案件〉

・ 北朝鮮ミサイル発射問題に関する件

・ 北方領土問題に関する件

・ 自衛官の再任問題に関する件

○**風間直樹君** この協定の審議、随分続いているわけですが、率直に申しまして非常にストレスのたまる審議であります。委員が求めている答弁内容が政府からほとんど出てこない、一体何のためにこの協定を締結するのか、その真意が見えてこないというのがこれまでの審議を見ておりましたの私の感想です。

私、この参議院の外交防衛委員会の審議だけでなく、衆議院の関連委員会での審議も録画で見ました。衆参の質疑を通して、外務省は一貫して、移転部隊の詳細は調整中であり不明だと、このように答弁をされています。

しかし、この協定で少なくとも真水として日本政府が二十八億ドルの負担をします。この負担をすることは、政府が協定の中でうたっている沖繩の負担軽減、そして抑止力の維持強化、これが確かに行われるかどうかを国会における審議で担保しなければいけないと私は思っています。しかし、移転部隊の詳細が分からない限り、沖繩に残る部隊名とその機能、そして沖繩における使用施設、さらに現在利用している土地、これが特定されません。同時に、負担が軽減されるか否かは判断できないわけ

です。また、移転部隊名とその機能が判明しない限り、従来の沖繩駐留時と同様にグアムにおいても抑止力が維持強化されるかも分かりません。

そこで、中曽根外務大臣にお伺いしたいと思います。私は、何のためにこの協定の審議を国会でやっているのだろうかという問題意識をこの間持っています。外務大臣は御存じと思いますが、憲法六十一条でこの条約の批准を国会に要請しているわけです。それでは、憲法が条約の批准に当たって国会での審議に何を期待しているとお考えでしょうか。外務大臣のお考えをお述べください。一般論で結構です。

○**国務大臣(中曽根弘文君)** 憲法がこの条約の承認に何を期待しているかという、そういう御質問でございますが、これは大変、憲法ということですから、幅が広いものでありますので、お答えが大変、委員の御希望どおりになるか分かりませんが、いわゆる国民のいろいろな幸せとか、そういうものという観点から見ますと沖繩の負担の軽減、あるいは安全保障という観点から見ますと、国益を守るという観点から見ますと抑止力の維持とか、そういうものがあるかと思えます。

そういう意味におきまして、この協定を実施するということによって、今申し上げました沖繩の負担の軽減にも資するものでありますし、また抑止力は維持をできると、そういうことではないかと思えます。

○**風間直樹君** 私自身は、今大臣おっしゃいましたように、まず一点は国益の維持だろうと思えます。もう一点は、やはり条約の、協定の批准の審議に当たっては、国税の支出に値する内容かどうかということが厳しく審議をされるべきだろうと思っています。

この国益の維持という観点からは、私はこの協定を結ぶことはそれに資するだろうと思えます。ところが、一方で、真水で二十八億ドルの支出を日本の国税からすることが果たして国民の御理解をいただけるのかということには、私は甚だ不安を感じています。どの部隊が移るかという詳細が不明、さらにグアムにおけるインフラ整備の内訳が未決定と、こういう

状況で二十八億ドルの支出を協定に盛り込むことについては、私自身は国会議員として大変な良心の呵責を感じます。

ちなみに、大臣、この二十八億ドル、円にして約三千億円ということになります。ちよつと大きな金額なものですから、なかなか一般国民にはこの規模がぴんとこないと思うんですね。私、大体、我々の身近にある施設でこういったものの規模に相当するのかなと思ひまして、ちよつと調べてみました。何年か前のワールドカップのサッカーの大会を日本で開催しましたときに、全国各地にサッカースタジアムができました。あれが大體一つ三百億円であります。つまり、この二十八億ドルというのはサッカースタジアム十個分と、おおむねそういった数字ではないかと私は考えています。大変大きな金額です。

そこで、今日は、国会議員としての責務として、まず政府に移転部隊の詳細を、それでもなお、お尋ねしなければなりません。お伺いします。グアム協定によって二〇一四年までに沖縄からグアムに移転する海兵隊の内訳を具体的かつ詳細にお答えください。

○政府参考人(梅本和義君) 沖縄からグアムに移す部隊でございますが、ロードマップにございますように、この移転する部隊というのは、第三海兵機動展開部隊の指揮部隊、第三海兵師団司令部、第三海兵後方群司令部、現在は戦務支援群という名前からこういう名前に改称されております。第一海兵航空団司令部及び第二海兵連隊司令部を含むということでございます。

それではこれらの部隊の中のさらにどのユニットからどれだけという具体的な詳細については、現在もお米側において検討中でございます。現時点では決定はされていないということでございます。

○風間直樹君 先日、おととい、大阪の橋下知事が衆議院の総務委員会で、出席を求められて、参考人としてですね、国の直轄事業の地方負担金について廃止を求められました。手元にそのときの新聞記事があるんですが、こんなふうな話をされています。僕みたいに中小企業のおやじ感

覚からすれば、あんな請求書で何百億円というお金を払うのは信じられない、国と地方は奴隷関係、奴隷は御主人に文句は言えない、非常に刺激的な話をされております。

私は、今回の協定の内容につきましてここまで申し上げるつもりはありませんが、やはりこの協定に盛り込まれた内容で二千八百億なり三千億円というお金を払うのは、私自身の感覚としては納得できない、信じられないものがあります。

そこで、お尋ねをしますが、今、梅本局長は、移転をする部隊名はある程度分かっていると、こうおっしゃいました。しかし、そのユニットについては、今なお米軍内部で調整中で判明していないということですが、これが判明しませんが、真水で二十八億ドルを抛出すべきかどうか、我々は判断のしようがありません。

そこで、なぜこのユニットが分かってから、つまり詳細が分かってからこの協定を締結しなかったのか、あるいは国会に対してこの協定の批准を求めなかったのか、その理由をお尋ねします。

○政府参考人(梅本和義君) これは、ロードマップにおいて再編の事業というものが、日米双方こういうものをやっているというところが決まっているわけでございます。このグアムの事業は、大変大規模な、かつ複雑な事業でございます。確かに、これは全部細部まで詰まってきたら物事を進めるといふのが、それは理想的な状況かもしれせん。

ただ、やはり私どもとしては、このグアムの移転というものをできるだけ早く進めたい、これができるだけ早く実施をしたいということで、大きな大枠、全体像をまず決め、その中で日米双方が協議をしながら、協力をしながら細部を詰めていく。その細部を詰めていくと同時に、日米双方がとるべき措置をとっていく。これがやはり現状においては一番早くこれを実現する道ではないかということで、大枠をまず決める、その上でその大枠に従って日米が共同の作業でこれから細部を詰めていくというアプローチを取ったわけでございます。

○**風間直樹君** それでは、大枠が決まって、その後細部が決まる都度、日本政府が負担すべき、拠出すべき真水の金額を決めても差し支えないんじゃないですか。

○**政府参考人(梅本和義君)** この協定におきましても、各年度に、これは当該会計年度にどのような事業について具体的に幾ら出すのかということ、毎年毎年アメリカ側と協議をして決め、それを国会に予算としてお諮りをし、その上で、予算が認められたところで、先ほどの別途の取極でアメリカ側とそれをまた更に取決めを行うというふうにならなくていいわけでございます。

したがって、そういうプロセスの中でそういうものと並行してどの部隊とどういうようなこともこれから詰めてまいりますし、具体的にどういう施設が必要になるのかということも詰めていくというプロセスで進んでいくということをご想定しているわけでございます。



○**風間直樹君** 政府の立場では、衆議院で今与党が三分の二を持っていて、参議院では与野党が逆転している、しかし条約、協定の批准に限っては、これ逆転していても衆議院さえ通過すればその後所定の日数を経過した上で成立すると、こういうことですから、国会に対して今私が答弁を求めたような内容のデータを出す必要はないとお

考えになっているのかもしれませんが、しかし、それは私は大変な国会軽視だということに考えています。

私は、少し大きな話になりますが、戦後の国会の運営の仕方というのは、いささか国民に情報を開示して税金の負担を求めるといふ観点からすると足りない部分があったのではないかと思えます。そして、今回の協定の審議におきましては、その足りない部分が象徴的に表れているのではないかと、このように感じます。

参考までにお尋ねをいたしますが、昨年、二〇〇八年九月の十五日、米海軍長官がアメリカの下院の軍事委員会の委員長あてにグアムに移転が計画されている部隊の詳細を報告いたしました。この情報は把握されていらっしゃるのでしょうか。

○**政府参考人(梅本和義君)** 昨年九月十五日付けで、米海軍省から米議会国防省関連委員会等に対して、グアムのための国防省による計画策定作業に係る報告書が提出されたということについては米側からも説明を受けております。

○**風間直樹君** 今日、お手元の配付資料にその訳を付けました。配付資料の三枚目からですが、これは、先般私どもこの委員会の委員が沖縄県の米軍基地を視察した際に宜野湾市役所から提供されたもののコピーであります。この資料の一番後ろに部隊名が載った図が掲載されています。こちらを御覧いただきますと、先ほど私の質問に対して梅本局長が沖縄からグアムに移転する部隊名をおっしゃいましたけれども、局長の答弁内容との資料に記載されている移転予定の部隊とは一致をしておりますでしょうか、していいのでしょうか。

○**政府参考人(梅本和義君)** 先ほど申し上げましたように、グアムに移転する在沖繩海兵隊部隊の詳細は現在米側で検討中と承知をしております。米側からは、この報告書に記載されている部隊、員数等はあくまでも概念的なものであり、今後変更があり得るものであるという説明を

受けているわけでございます。

○**風間直樹君** アメリカの海軍はアメリカの下院の軍事委員会にこの図を含む詳細なデータを提供したと。その理由はなぜかというところ、提供を求める関連法令があるからであります。突き詰めて言うと、やはり米国民の税金の拠出を伴うからであります。一方、日本政府は日本の国会に対して詳細な移転するユニットの内訳を明示せずに真水で二十八億ドルという拠出のみ求める、これはなぜなのでしょう。

○**政府参考人(梅本和義君)** 私どもは、先ほど来申し上げておりますように、ロードマップを着実に実施していく、そのためにロードマップの中のグアム移転事業について大枠を定め、更に具体的な権利義務関係を設定するということでの協定を出しているわけでございます。

アメリカにつきまして、これはアメリカの中でどの部隊を、ユニットを動かすかということとは依然として検討しているということでございますので、ここについては私どももできるだけ早くこの詰めを行ってそれを決めていきたい、それを決めて公表できるようにしていきたいというふうには思っておりますが、現時点ではまだ米側も検討中ということでございます。米側の説明によれば、この報告書にあります一連の数字も、あくまでもそういう検討の過程の中の、まだプロセスの中の数字であるという説明を受けておるというわけでございます。

○**風間直樹君** この真水二十八億ドルの拠出に関しては毎年度予算に計上すると、こういう先ほどの御説明でありましたけれども、そうは言いながらも二十八億ドルの拠出という大枠は今回の協定の批准によって決まると、この点についてはやはり腑に落ちないものを感じるわけでありま

す。さて、この宜野湾市の市役所の関係者の皆様はグアムを訪問された際、グアム政府から入手された資料があります。この資料は、政府側には先ほど急ぎお渡しをさせていただいたかと思っておりますのでお手元にあるかと

存じますが、宜野湾市の判断によりますと、このグアム政府提出の資料、並びに私が今配付資料として皆様のお手元に配らせていただきましたものを踏まえると――でございますか、大丈夫でしょうか。今国内で問題になっております普天間基地のヘリ部隊、これが将来的にどうなるか、つまりどこに移設されるかということについていささか不透明な部分が出てくるとお感じになっているようでありまして。

そこで確認をいたしますが、外務省は、普天間飛行場のヘリ部隊は将来ともグアムに移転するものではなく沖繩に残るものと考えているかどうか、御答弁をお願いいたします。

○**政府参考人(梅本和義君)** 私ども、現在普天間飛行場に駐留をしておりますヘリ部隊というものは、基本的にその必要性にかんがみ、新たな施設、代替施設に移るものだというふうにご考えております。

他方、この報告書に掲げられておりますグアムに移転する海兵中隊ヘリ部隊というのが付いているということ、そういう宜野湾市、あるいはそういうことをお考えになる方もおられるようでございますが、米側からは、協議の過程を通じまして、この報告書に掲げられておりますこの海兵中隊ヘリ中隊というのは、現在岩国飛行場に駐留するCH53D部隊のことを想定している旨、説明を受けております。この現在岩国におりますCH53Dのヘリコプターの部隊がグアムに移転するということは、このロードマップの中にも入っているわけでございます。

○**風間直樹君** 政府側にお配りしてあります宜野湾市の基地涉外課作成の資料、グアム駐留米軍強化の可能性と打たれた資料であります。この中に、今我々、恐らく政府もそうだろうと思っておりますが、日本に残るだろうと想定をしております第三一海兵遠征部隊、海兵隊員約二千名、この部隊が将来的に、英文そのまま読みますと、ポテンシャル・インクリーズ・イン・ミリタリー・プレゼンスと、グアムにおけるという意味ですが、グアムに移行してくる可能性をグアム政府は視野に入れておられると、このような資料になっております。

「この情報を政府は把握していらっしゃるかどうか、お尋ねをしたいと思
います。」

○国務大臣(中曾根弘文君) これですか。

○風間直樹君 そうです。

○委員長(榛葉賀津也君) 我々にはその資料ないのかな。

○風間直樹君 政府側だけです。ちよつと急だったものですから。これ
です。

○委員長(榛葉賀津也君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(榛葉賀津也君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(梅本和義君) お答え申し上げます。

「この第三一海兵遠征部隊、マリン・エクスペディションナリー・ユニット、これ
は海兵隊の部隊の中でも最も初動対応のために即応力の高い部隊でござ
います。そして、これは米軍再編の協議の中でも、この第三海兵機動部隊
を師団規模から旅団規模に縮小するというところでこの八千人の移転とい
うことを考えているわけでござりますが、これは、この海兵遠征部隊につ
いてはその抑止力の観点から沖繩に残るといふふうにも聞いており
ます。したがって、先ほど御説明をいたしましたグアムに移っていく部隊
の中にはこの部隊は入っていないというのが私どもの理解でござります。

○風間直樹君 資料の配付につきまして手違いがありまして、大変失礼い
たしました。

その上で、この三一海兵遠征部隊のグアム政府内部における位置付け

について簡単に御説明をいたしますと、今、梅本局長から御答弁ありま
したように、この三一海兵遠征部隊は、基本的には、東アジアで有事が発
生した場合、当該地域に居住する在留米人の救出を目的として現在沖
繩に駐留、配置をされている部隊だと、こういうことになっております。
したがって、これがグアムに移転することによって、いったん緩急の際、
その有事が起きた地域に投入される日数が沖繩駐留の場合に比べると
二日から三日掛かってしまう、こういうことでこの部隊は恐らく沖繩に残
るだろうと、こういうふうにご想定をされているわけですが、グアム
政府の資料によりますと将来この部隊がグアムに移設される可能性を
視野に入れていると、こういうことであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

協定並びに政府は、今回のこの協定がこの地域による、つまり東アジア
地域における抑止力を強化するものだとということをつたっています。た
だ、私の認識ですと、海兵隊という部隊の機能というものは抑止よりも
むしろ有事なり紛争が起きた場合にそこに橋頭堡を築くためにまずは
進出する第一線の部隊だと、こういうふうにご理解をしております。

なぜこの海兵隊がグアムに移転することによってこの地域の抑止力が
維持強化されるのか、その点、お尋ねいたします。

○政府参考人(梅本和義君) この海兵隊の部隊がグアムに沖繩から八千
人、定員ベースでござりますが、移っていく、そこだけを単独で見ても抑止
力が強化をされるという判断をしているわけではございません。

この米軍再編のロードマップの中で、日本におきまして、日本それから
沖繩、グアム、あるいはアメリカの国内ではハワイ、そういうところを含め
てこの海兵隊あるいは米軍部隊を再配置をする、再調整をするわけでご
ざいます。またさらに、グアムに対しては海軍、空軍のプレゼンスも強化
をしていく。また、これも二〇〇五年十一月の2プラス2にござりますけ
れども、日米はいろいろな面で、情報の面あるいは弾道ミサイル、こうい
うところで防衛協力を進めていくということがあるわけでござります。そ
ういうものをすべて含めて総体として見たときに、そういうことを行う中

でこのグアムの移転が行われますので、したがって、全体としての抑止力というものが維持される、強化されるという判断をしているということでございます。

○**風間直樹君** 続きまして、協定内容の解釈についてお尋ねをしたいと思えます。この点は通告をしておりませんので、ちょっとゆっくりお尋ねをさせていただきますが、協定の八条であります。

協定の第八条、このように書かれています。「アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。」と、こういった文章であります。この部分は協定内容の変更が可能だということの意味するかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○**政府参考人(鶴岡公二君)** ただいま御指摘の条項は協定案文の変更を可能とするとの趣旨を定めたものではございません。

○**風間直樹君** つまり、あくまでも資金の拠出の結果造られた施設あるいはインフラストラクチャー、これに変更が生じる場合ということでしょうか。

○**政府参考人(梅本和義君)** 第八条に言う「重大な影響を与えるおそれのある変更」というのは、例えばグアムにおける米軍基地の縮小、閉鎖等、これも、安全保障環境が非常に予見しないような形で大きく変わったということによって、例えばグアムにおける米軍基地が縮小される、閉鎖されるというようなこと、あるいは、我が国が提供した資金によって建設された施設及び基盤に重大な影響を与えるというようなことを想定しております。したがって、施設の一部改修や補修等の施設及び基盤に係る軽微な変更は含まないということでございます。

いずれにしても、我が国政府としては、現時点で米国政府が重大な影響を与えるおそれのある変更を検討するような事態が生ずるとは考えておりませんが、本規定は、将来全く予期しないような事態が起こった場合に備えて、万が一の場合のために、日米双方がそういう場合かどうかということを決めた規定でございます。

○**風間直樹君** 続いて、普天間基地のクリアゾーンについてお尋ねをしたいと思います。

先般、この委員会で米軍基地の視察をしました折に、普天間基地も視察を行ってまいりました。私も委員はバスに乗りまして、この普天間基地の滑走路を囲む外縁部分の道路を一周いたしました。そのときに、小学校あるいは中学校、さらに児童センター、こういった子供たちが学ぶ施設が集中しているすぐ近くをこの飛行場の滑走路が通っているという事実を目の当たりにしたわけでありました。見た瞬間、率直に危ないなと思いました。

米軍は、滑走路の両端を、離発着の折に墜落等の危険があるということとでクリアゾーンという呼称で設定をいたしました。この圏内にはあらゆる民間施設の建設を禁じております。これはアメリカの国内法であります。この法律はすべての米軍の施設に適用されるということになっております。

昨年の六月二十六日、当時の町村官房長官が、このクリアゾーンをめぐって米国と交渉することを表明されましたけれども、その交渉の結果はどのようなものになりましたでしょうか。お尋ねします。

○**政府参考人(井上源三君)** 今御指摘の町村官房長官の昨年の六月の記者会見によりましてのお話だということふうに考えておりますけれども、私も調べさせていただきましたけれども、官房長官は記者会見におきまして、クリアゾーンという表現ではなかったのではないかと、このように思いますけれども、危険性除去対策ということについて、日本政府としても誠実に受け止めてアメリカ側と交渉するなど、できるだけ沖縄の県民

の皆様方の御負担を軽減するように努力していきたいと。さらに、記者からのお尋ねに答えて、ただ、今特にこの対策を講ずるためにアメリカとこういう交渉をしているとか、そういう状態に今あるわけではございませんというようなお答えがされたという趣旨のお話だろうというふうに理解をいたしております。

いずれ、私も、この普天間飛行場、今委員お話しのとおり、市街地の、ある意味では極めて近接したところにこの米軍の飛行場の基地があるわけでございます。騒音の問題等、様々な問題があることは私も十分に認識をいたしているところでございまして、そして、だからゆえ、この普天間飛行場の代替施設を早急に整備をいたしまして移転をし、廃止をするということが必要であるというふうに考えているところでございます。

この普天間飛行場の移設につきましての政府、これは内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣等をメンバーとし、また沖縄県知事、名護市長等をメンバーとする協議会があるわけでございますけれども、これまで八回にわたりまして地元自治体と意見交換を行ってきたところでございます。また、この協議会の下に危険性除去に関するワーキングチームを設置をいたしまして、政府と沖縄県との間で密接に意見交換をしつつ検討を行っているというところでございます。さらに、十九年の八月に日米合同委員会で、この普天間飛行場に係りますまさに危険性除去に関する報告書を日米間で取りまとめをいたしております。普天間飛行場の危険性の除去に向けた様々な施策を発表いたしました。それを着実に実施をいたしているというところでございます。

いずれにいたしましても、この普天間飛行場の危険性の除去につきまして、先ほど申し上げましたような協議会、そしてワーキングチーム等の場において密接に協議をしているという状況にあるものでございます。

○風間直樹君 今いろいろ御答弁いただいたんですが、結果としては事態は改善されていないと思うんですね。

委員の皆さんのお手元に配付資料でこの普天間飛行場のちよつと地図をお配りしております。これ御覧いただきますと、赤丸が公共施設、そ

れから黄色が幼児保育施設、さらに赤の塗りつぶしの丸が各自治会の事務所というふうになっておりまして、滑走路の両端にこの黄色のマーク、幼児保育施設が非常に多いことが見て取れると思います。私、これ非常に違和感を覚えまして、沖縄でちよつとだいたいの資料等をいろいろと読んでみたんですが、アメリカにおきましてはやはり同様の問題が過去起きたと。つまり、アメリカの空軍施設のほとんどは一九四〇年代後半から五〇年代初めに都市部から約十六キロから二十四キロ離れた場所に建設された。しかし、その後、基地周辺に人口が増えて、やはり騒音等の様々なトラブルが起きるようになった。

そこで、米軍としてどのような措置を講じたらいいかを検討した結果、あるプログラムが創設をされるわけがあります。AICUZと呼ばれていますが、AICUZプログラムであります。このプログラムは七三年に米空軍が行った航空機事故可能性についての調査に基づいているということですね。すなわち、一九六八年から一九七二年まで空軍基地の滑走路から十海里、十八・五キロメートル以内で起きた重大事故三百六十九件について分析を行った結果、七五%の事故が滑走路上若しくは滑走路周辺で発生。そこで、この七五%の事故が集中しているエリアを三つに区分したのが、まず一つはクリアゾーン、そして事故可能性ゾーン、APZと呼ばれていますが、APZの1、そして2と、この三つのエリアに区分をされたということでもあります。

こちらの配付資料にもありますけれども、地図のこのカラーの二枚目を御覧いただきますと、この二枚目の右ページの方にクリアゾーンとAPZの1、2がこの普天間の飛行場の上で示されております。一目瞭然であります。滑走路の両端、まず一番滑走路に近い部分が赤塗りのクリアゾーン、そしてその次がAPZの1、さらにその先がAPZの2ということになります。普天間の場合、問題はこの赤枠のクリアゾーンの中に先ほどのように多数の幼児保育施設が集中している、あるいは公共施設が集中していると、こういうことであります。

沖縄、地元自治体も米軍といろいろ交渉しているようですが、私の見る限りでは、米軍はこの件については端的に言って言を左右にしてなかなか

言質を与えない。この普天間飛行場の運用に関しては、微調整をした結果、米国内法にはちゃんと合致しているんだと、こういう回答をしているようであります。ただ、当然私も日本人としてはそれは認められるところではないというのが私の考えです。

そこで、政府にお尋ねをいたしますが、この普天間基地のクリアゾーン圏内、あるいはAPZ1、APZ2圏内に居住する日本人の安全を確保する視点から、日本政府は普天間における飛行場運用をどう評価しているか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(井上源三君) 先ほども申し上げましたけれども、現在の普天間飛行場、市街地に極めて近接をしておるわけでございますので、騒音、危険性等の問題があるというのは私も認識をしておりますので、だからこそ、先ほども申し上げましたけれども、代替施設整備が必要と考えているところでございます。

その上で、今委員の方からAICUZのお話がございました。一応そのAICUZの制度はアメリカの制度でございまして、私も基本的にそれをコメントする立場にないわけでございますけれども、米側に確認をいたしておりますけれども、これはアメリカ国内の自治体のためのものであって、海外の航空施設には適用されないものであるというふうに聞いております。

また、このAICUZ、軍の、ある意味では米軍内における騒音、安全等の観点から、飛行場周辺の土地利用のガイドラインを自治体に対しても示すものであるということになるわけでございますけれども、それを自治体がどのように適用するかというのは自治体の判断であって、自治体が異なる決定をすることを妨げるものではないというようなものであるというふうに聞いています。

今お尋ねの、それではこの普天間飛行場においての、ある意味では極めて近接したところにある公共施設等の問題についてどのような認識をしているかということになるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、十九年の八月に普天間飛行場の安全対策、危険性除去の

対策につきまして日米間で議論をいたしましたして、エンジントラブルの際に場周経路から安全に帰還するための施策でございますとか、夜間に滑走路を見えやすくするための施設の改善でございますとか、目視から自動への管制システムの改善とか、住宅高密度区域を極力避ける等の離着陸経路の改善などの施策を取りまとめをいたしまして、これまでそれは着実に実施をさせていただいております。

また、騒音等の住民の方々の御負担の軽減を図るために、航空機騒音規制措置を日米間で合意をしておりますので、それに基づいて運航を求めたいというふうな施策を講じているところでございます。

○風間直樹君 外務大臣、今このやり取りをお聞きになっていかがですか。外務大臣の率直な印象をお聞かせください。

○国務大臣(中曽根弘文君) 答弁と直接ではないかも申しませんが、私もここ視察をいたしましたして、これはもう相当住民の皆さんに騒音を始めて、あるいは事故の危険等で日ごろから大変な御負担と不安をお掛けしていると、そういうふうに実感をいたしました。クリアゾーンの今お話がありましたけれども、今説明があったとおりでありますけれども、そういうところからもやっぱり早く移転をしなければなら



ないと、そういうふうな感じになっているところではないかと。

○**風間直樹君** 浜田防衛大臣、日本の航空自衛隊の基地で、国内の、こういう状況の基地というのはありますでしょうか。

○**国務大臣(浜田靖一君)** ここまでというか、沖縄ほど込み合っているという感じはしているところは、厚木などは近いものがあるかなという気はいたしますが、やはり極めてこの沖縄に関しては大変隣接しているなという思いは持っておりますのであります。

○**風間直樹君** 外務大臣、私この普天間を視察しまして端的に思いましたのは、もしここでもう一度航空機事故が起きた場合、先年、沖縄国際大学にヘリが墜落する事故が起きたけれども、ああいった事故がこのクリアゾーンないAPZの中で起きた場合、これは大変なことになるなというふうに感じました。恐らく、そのときは日米安保体制というものは吹っ飛ばんじやないでしょうか。沖縄県民の猛反発を受けて私は吹っ飛ばす可能性が非常に高いと思います。それだけ今、この特に普天間基地周辺の住民の皆さんのストレスのレベルは異常な高まりです。ですから、何とかしてこの普天間の移設については一日も早くしなければいけない、私はそう思います。

一この普天間基地の視察後に辺野古にも参りました。キャンプ・シュワブ沖の移設予定地も見えてまいりました。さらに、関係する市町村長さんにもお会いしまして、率直な思いを承ってまいりました。

その上で私は、今日はここで最後に、与野党の枠を超えてちよつと申し上げたいと思うんですが、政府の立場でもこの普天間基地の移設、移転に関しては非常に御苦労されていらっしゃると思います。その御苦労というのは多分、まずはアメリカとの調整、交渉、これも相当大変でしょう。

一方で、沖縄県内における市町村に対する説得、これも相当大変だと思います。その優先順位の判断というものを日々外務大臣、防衛大臣は迫られていらっしゃるだろうと。その御苦労に大変敬意を表し、共感す

るわけでありませう。

その上で、私自身の思いを申し上げますと、やはり普天間飛行場の移設、移転というものは、いろんな御意見があることは承知していますが、それらを踏まえてもやはり最優先すべきではないでしょうか。いろんな自治体の御意見があるのは分かります。米軍にも様々な事情があるのも分かります。しかし、邦人の生命の保護という観点から、これは何にも増して優先しなければならぬ課題だと私は感じて帰ってまいりました。

これに対して、外務大臣、防衛大臣からそれぞれ御答弁をいただきましたと思います。

○**国務大臣(中曽根弘文君)** 先ほど申し上げましたけれども、私も委員と同様に、普天間基地、また辺野古地区を視察させていただいて、また、知事さん始め市町村の首長さんたちとも意見交換させていただきました。

何よりもこの普天間の場合、私は、たしか嘉数高台公園からだったと思いますけれども、この状況を見まして、先ほど申し上げたとおり、本当に一日も早くこれを移転して、この地域の皆さんにそういう御不安がないようにしなければいけないと、そういうふう感じてきたところでございます。

長い歴史があつて、いろいろな議論が行われた結果、もちろん県外へというのが県民の皆さんの一番のそれは御希望だとは思いますが、いろいろな事情の結果、辺野古地区ということになったわけでありまして、また、そちらの地区にはそちらの地区でまたいろいろな意味では御迷惑とかいろいろな問題も発生するとは思いますが、この普天間のことを考えますと、地域の住民の皆さんのことを考えますと、委員と同じように、これを早く移転させるということ、そして先ほど、次にもし事故があつたらというお話ありましたけど、これはもう当然あつてはならないことで、米軍にも強く申入れしておりますが、そういうことも考えますと、これは早く移転を実現しなければと思っております。

○**国務大臣(浜田靖一君)** この状況を見れば、だれが見てもこれは早くというのは当然のことであろうと思います。

ただ、我々とすれば大変大きな問題を抱えているわけでありまして、まさに米軍そして我々自衛隊というものの存在というものの内容というか位置付けというものがそこにあるというところもござります。ですから、もう一刻も早くこれをやりたいという思いはあるわけですが、いずれにしても、我々どこかで、今先生がおっしゃったように、与野党の壁を越えてというお話がありました。それをどのように我々としては使ってやっていくのかということが大変大きな議論になるのではないかなというふうに思っております。

ですから、口先だけで早くした方がいいと言っているのは、もうこれは私でも今言えるのでありますが、しかし、実際にこれを動かすということになれば、これはそれなりの我々の腹のくくりというのがなければならぬというふうに思います。そこは軽々に私も物事を言えない立場であります。ただ、先生のおっしゃるということは私も十二分によく分かっております。はい、じゃそこは少し右に移しますということにはなっていないというところに、これまでの時間の掛かっていることがあると思います。

ですから、沖縄の皆さん方の思いというのを我々常にいつも重く感じているところでござります。山内先生はいつも私に対して大臣らしくないということをおっしゃるわけでありませうけれども、それは私なりに日々ずしつと重みを感じながら、この問題どうしたらいいのかというのを考えておるところでござります。また、先生のおっしゃったように、やはり大きな議論を是非していただければなというふうにも思っております。

○**風間直樹君** ありがとうございます。

終わります。